

岐阜労働局 発表

平成21年11月25日

	岐阜労働局労働基準部監督課
担	監督課長 角南 巖
当	監察監督官 佐藤 健治
	電話 058 - 245 - 8102

「はつらつ職場づくり推進会議」の継続について合意

- 「はつらつ職場づくり宣言」のさらなる拡大を図る -

岐阜労働局は、11月20日岐阜市のウェルサンピア岐阜において、「第9回はつらつ職場づくり推進会議（座長：岩田弘敏）」を開催した。

同会議は、岐阜労働局が、労働時間管理の適正化、過重な長時間労働の排除、健康管理対策の強化を通じて、誰もがはつらつと働くことができる職場づくりを推進するため、岐阜県内の労使関係団体及び関係行政機関16団体により設置したものであり、平成16年7月の第1回目開催から継続して開催されており、今回は9回目の開催となる。

今回の第9回会議では、冒頭に岐阜労働局から、「労働時間管理の適正化に関する要請書」が、「連合岐阜」「(社)岐阜県経営者協会」「岐阜県中小企業団体中央会」の県内労使3団体に手渡され、その後、出席した機関の各担当者から、「メンタルヘルス対策をめぐる状況と施策」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する取組状況」に関する報告がなされた。

さらに、「はつらつ職場づくり宣言」の宣言事業場の拡大に向けた活動状況の発表がなされるとともに、今後の取組として次の事項が決定された。

1 平成24年度まで「はつらつ職場づくり推進会議」の設置期限を延長する。

県内の景気状況は昨年の世界同時不況からは持ち直しつつあるものの、依然として過労による脳・心臓疾患、職場における各種ストレスを要因とするメンタルヘルス不調などは重要な課題となっている。これらの解決にはそれぞれの職場において、メンタルヘルスケアを含む健康管理対策の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を進めることが必要であり、そのためには、引き続き同会議の場において、関係する機関が連携しながら、各職場に対し提言や「はつらつ職場宣言」の拡大を呼びかけていくことはますます重要である、当面として3年間平成24年度まで同会議を延長設置することを全会一致で決定した。

2 引き続き各企業の労使による「はつらつ職場づくり宣言」の宣言拡大を図る。

昨年の第8回の会議において、これまでに「はつらつ職場づくり宣言」を行った事業場から、宣言が職場の労働時間管理の適正化や長時間労働の抑制等に効果があったとの声があり、来年3月31日までに「はつらつ職場づくり宣言」の宣言事業場を150事業場に拡大することを目標として定めた。これを受けて、その拡大に取り組んできた結果、会議当日までに119事業場を「はつらつ宣言事業場」として登録することができ、今後も目標の達成を目指して各団体が努力していくことを確認した。